

健康保険組合の理事長が交代になりました

この度、平成28年7月15日付にて、白川敬一前理事長（明石機械工業株式会社顧問）が退任されました。白川前理事長の在任は平成27年7月からの1年間。軽自動車税引上げなどの影響により母体企業の業績が低減し、国の医療制度改革も停滞する厳しい状況の中、組合財政の黒字化等にご尽力いただきました。

新理事長には、大西敏夫理事長（明石機械工業株式会社専務取締役）が就任されました。消費税増税延期による社会保障制度改革の行き詰まりで健康保険組合の財政も一層厳しさを増していますが、新理事長のもと健康保険組合の理事・議員共々、組合員の健康保持増進に努め、健全な事業運営に取り組んで参りますのでよろしくお願いいたします。

Part 2 みんなて『医療費節約』に取り組みましょう!

今回のテーマはこれ!! **【第三者行為によるケガは必ず健保組合にご連絡を!】**

皆さまの保険料で運営している健康保険はいざという時の強い味方ですが、ケガの治療の場合は注意が必要です(それに伴う病気も含む)。

● 第三者行為とは？

- ⇒交通事故やケンカによる負傷(自損事故は除く)
- ⇒健保組合に「第三者行為による傷病届」を提出して了承を得てはじめて健康保険が使えます。
- ⇒ただし**本来は自動車保険(自賠責・任意保険)や加害者が支払うべき医療費であり、健保組合はあくまで一時的な立替払いを行います。**



安易に健康保険証を
使用しない!!

● 工作中や仕事の行き帰りでのケガは？

- ⇒労災保険で治療を受けます**(健康保険は使えません!!)**
- ⇒**正社員やパート、アルバイトの区別なく労災保険が使えます。**被扶養者の方は特にご注意ください。
- ⇒ケガをしたらお勤め先の担当者に必ず報告してください。
- ⇒相手の有無や過失割合に関係なく、全ての交通事故を含みます(自損事故も!)

● 日常生活でのけがは？

- ⇒健康保険が使用できます

Q プライベート時にドライブ中、交通事故に遭った。お互い大したケガではなかったのに、それぞれ自分の健康保険で治療する、と示談して健保組合には連絡しなかった。

A ケガの大小や過失割合に関係なく、健康保険で治療を受けるならば「第三者行為による傷病届」を提出して健保組合の了承を得てください。

Q (上記の場合で)相手の連絡先を聞かずに別れました…

A 本来の相手方の自賠責保険からの医療費回収が不可能です。健康保険の使用にあたり事故の当事者に落ち度があります。この場合、健保組合の医療費は当事者負担となり全額返金していただきます。

Q 労災のケガですが勤め先からは、自分の不注意だから健康保険で治療するように言われました。

A 仕事に起因するケガは労災保険で治療します。遠慮して勤め先に言いにくい等の理由は考慮できません。また、受診する際は負傷原因を医療機関に正しく伝えてください。

Q 健保組合から送付されてくる「負傷原因報告書」とは何でしょうか？

A 健保組合は医療機関に対し医療費を支払いますが、負傷原因までは分かりません。よってケガの治療に対し個別に照会させていただきます。